

令和5年度 第2回 南あわじ市入札監視委員会 議事概要

開催日時	令和6年3月15日（金）午後1時から午後3時30分まで	
開催場所	南あわじ市役所本館2階 202・203 会議室	
出席委員（職業）	委員長 滝 明良（元公正取引委員会 九州事務所長） 委員 潮崎 征功（公認会計士） 委員 富本 和路（弁護士）	
事務局出席者	木田総務企画部長 富山財務課長 安富係長（財務課） 榎本主任（財務課）	
関係課出席者	〔下水道課〕新地課長、浦崎係長 〔商工観光課〕山形課長、東副課長 〔建設課〕郷課長、彦坂係長 〔財務課〕佐々木係長、榎本主任 〔危機管理課〕阿部課長、奈良係長 〔市民協働課〕田村課長、川口係長、永楽主査	
議事概要	<ol style="list-style-type: none"> 開会 委員長あいさつ 抽出期間における入札概要について 審議対象期間における入札及び契約状況の報告 議事案件 抽出事案に係る入札及び契約手続き等の審議 ※詳細については、別紙 会議録のとおり その他 特になし 閉会 	
審議対象期間	令和5年6月1日から令和5年12月31日まで	
制限付一般競争入札	件	対象件数 6件
公募型一般競争入札	件	
指名競争入札	5件	
随意契約	件	
公募型プロポーザル	1件	
委員会からの意見・質問	意見・質問	回答等
とそれに対する回答	別紙 会議録のとおり	別紙 会議録のとおり
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	無し	

令和5年度 第2回入札監視委員会審議案件一覧

No.	入札執行日	担当課	執行方法	工事・業務番号	工事・業務名	主に質問したいこと
1	8月29日	商工観光課	指名競争入札	商観工第5-5号	サンライズ淡路污水管及び壁面改修工事	不落、不調が続いているが、どのような理由が考えられるか。
2	11月22日	建設課	指名競争入札	道メ工第5-4号	岡西橋橋梁修繕工事	落札率が高いことについて、どのような理由が考えられるか。
3	9月21日	下水道課	指名競争入札	特委第5-1号	令和5年度 南あわじ市下水道台帳管理システム更新業務	落札率が高いことについて、どのような理由が考えられるか。
4	10月19日	財務課	指名競争入札	管財委第5-21号	令和5年度 空調機・冷凍冷蔵機器定期点検業務	落札率が低いことについて、どのような理由が考えられるか。 過去の同種案件でも同様又は類似の状況が生じているのか。 低価格での受注であるが、業務実施上問題はないか。
5	11月27日	危機管理課	指名競争入札	南あ防災第5-26号	令和5年度 災害対策用トイレ購入	結果的に1者のみが入札し、落札率も高いものとなっている。他の災害用物品の調達に比して競争性が低くなっていることについて、どのような理由が考えられるか。
6	10月2日 審査会承認	市民協働課	公募型プロポーザル	市協委第5-6号	南あわじ市コミュニティバス(中央循環線、南北幹線及び東・西・南循環線)運行委託業務	プロポーザルの評価結果の概要を含めて契約に至る経緯はどのようなものであったか。 過去の同種業務の契約者の変遷はどのようにになっているか。

令和5年度 第2回 南あわじ市入札監視委員会 会議録

1 抽出期間における入札概要について

入札概要説明

○事務局より審議対象期間における入札方式別発注件数、金額等の入札・契約状況について説明。

(委員長) 特に問題ないと思われるため、個別案件の審議に移ります。

2 議事案件

1. 令和5年度 南あわじ市下水道台帳管理システム更新業務（下水道課）

○事務局より入札及び契約状況の報告

業務概要

計画準備 1式、施設データ入力 4.0km、管路データ入力 4.0km、
属性データ入力 4.0km、竣工図ラスタ入力 36枚、現地調査 212箇所、
施設管理図作成 1式

(委員長) 私の方から質問させていただきます。落札率が高いことについて考えられる理由を教えてください。

(担当課1) まず、本業務についての見積参考資料の歩掛について説明させていただきます。台帳システムを構築した業者から見積を取って決定しております。参考資料等がないために、見積もりによる歩掛となり、金抜設計書の中で作業量を明示させていただいておりますので、容易に予定価格を推測することができるのが要因のひとつ。業務内容につきまして、主に測量作業と申請書のファイリング作業となっております。ファイリング作業については、下水道台帳システムについて精通していなければ作業ができません。測量業務について、前年度までに下水道工事が完了した地域を主に測量しております。また、特別設置というものがあまして、下水道工事が完了した地域で新たに下水道を取り出す工事というのが市内に点在しております。そこを測量していくのですが、点在しておりますので作業効率が悪く、人手不足の影響を受けていると考えております。以上の点と過去の実績などから応札意欲があまり見られなかったために高落札率になったと思

います。

（委員長） これまで何度更新があったのか存じ上げないのですが、当初の導入された構築が有利でというのがあると思うのですが、構築業者がより多く受注しているという傾向はないのですか。

（担当課1） 構築業者は指名に入れておりません。主な業務が測量業務となっておりまして、市内の測量業者を選定しております。

（委員長） 業者から見て、利益の出ない、効率の悪い業務となっているというようなことなのですかね。ご説明はわかりました。

（委員1） 私の方から。仕様書の目的で、基礎資料を取りまとめることを目的とあり、その前提で測量が必須ということですか。

（担当課1） そうですね。測量もひとつの業務なのですが、申請書類をファイリングする作業が大きなボリュームを占めております。

（委員1） どちらかという、システム自体を変えるとか更新するというより、データを入れ替える作業ということになりますか。

（担当課1） そうですね。

（委員1） わかりました。私の方からは以上です。

（委員2） では、私から。最低制限価格の率を変えるというのが令和5年8月1日以降に公告等を行う入札から適応されると事務局からの説明であったのですが、今回の案件は最低制限価格を算定するにあたって影響のあった案件でしょうか。

（事務局1） この案件については、影響のない案件になります。といいますのは、コンサル業務の最低制限価格については、予定価格に0.6を乗じた額が最低制限価格となり、令和5年度には改正を行っておりません。

（委員2） わかりました。どの業者も現行システムについて入力作業などのスキルはゼロスタートという理解でよろしいでしょうか。それとも、ある程度慣れている業者がおられたのでしょうか。

（担当課1） 合併前の各町ごとにシステムがあり、合併後に統一したシステムを構築し、更新作業を行ってきております。今回の落札業者については、何度も落札している業者となっております。システムの理解をしていないと応札意欲もないのかなと思います。

（委員2） 落札業者はそういった強みをいかして、他の業者より低く応札することが可能と推測できるのですが。

サンライズ淡路污水管及び壁面改修工事（商工観光課）

- (担当課 1) 他の業者が入ったとしても、覚える作業等を一からしないといけない。あと、他の業者が取りに来ていないという傾向があるので高落札になったと思っております。
- (委員 2) 今お使いのシステムは、ずっと一緒のシステムですか。
- (担当課 1) 合併から同じシステムです。
- (委員 2) 他市とも同じシステムですか。
- (担当課 1) 違うシステムです。
- (委員 2) 他の業者がこの業務を受注しようとする、ゼロから覚えられないといけないということですね。業者と落札金額の関係性が固着化している印象を受けますが、市としてはどうしようもないということですね。
- (担当課 1) この業務について、歩掛が一切ないので、歩掛を明示した金抜設計書を提示させてもらっている、予定価格については推測しやすいことになっています。
- (委員 2) システム自体を変更するのも、慣れるのに時間がかかりますから、事実上同じシステムを使ってきているということですね。わかりました。私の方からは以上です。
- (委員長) 今回の予定価格を算定するにあたって、システム構築した業者はシステムが主で測量業務に詳しくないと思いますが、構築業者から見積を取っているのですか。
- (担当課 1) 測量については基準書があります。それ以外のファイリング作業等について、参考書がないので見積を取っています。
- (委員長) 測量業務については、公の基準でということですね。わかりました。
- (委員 1) 落札業者は、この入札が複数回目ということですので、他の業者との差というのは、データ入力や人員確保などで差がでており、慣れている落札業者が低くできたということですね。
- (担当課 1) そうです。
- (委員長) 他になければこれで終了します。ありがとうございました。

2. サンライズ淡路污水管及び壁面改修工事（商工観光課）

○事務局より入札及び契約状況の報告

工事概要

・浴場棟 1 階 倉庫給湯管保温改修、階段（踊場）改修

・研修棟 1 階 階段（踊場）改修、雨水桝洗浄（ほか）

入札状況概要

- 1 回目 令和 5 年 6 月 12 日に入札通知を行い、同年 6 月 23 日に開札（電子入札）を行ったが、不落により入札打ち切り。
- 2 回目 令和 5 年 7 月 7 日に入札通知を行い、同年 7 月 21 日に開札（電子入札）を行ったが、不調により入札取止め。
- 3 回目 令和 5 年 8 月 10 日に入札通知を行い、同年 8 月 29 日に開札（電子入札）を行ったが、不調により入札取止め。

（委員長） 私の方から質問させていただきます。本件は不調・不落が続いているが、どのような理由が考えられますか。

（担当課 1） 先ほど事務局からご説明いただきましたが、入札辞退の理由について、1 回目の入札におきましては、指定された契約期間内に完成することが困難との回答が 1 者。その他実行予算超過のためが 1 者。2 回目の入札におきましては、指定された契約期間内に完成することが困難という理由が 3 者。技術者・作業員等の確保が困難との回答が 2 者。その他繁忙期のためとの回答が 1 者。3 回目の入札におきましては、指定された契約期間内に完成することが困難との回答が 5 者。手持ちの工事が多く更に受注することが困難との回答が 2 者でありました。指定された契約期間内に完成することが困難という回答が大半であり、担当課といたしましては、業者の手持ちの工事の状況についてわかりかねるところですが、発注時期が 6 月・7 月・8 月という時期もあり、辞退理由のとおり、受注が重なっていたとも考えられます。それから、工事監理を契約している設計業者に相談したところ、一般的にこの施設は宿泊観光施設になりますので、例えば工事の時間帯について、チェックアウトしてからチェックインの間であるといったように、作業日・作業時間等に制約があることが多いため、煩わしさから入札を辞退されたのではないかと、また、特殊な工事ではなく、よくある改修工事、階段の踊場の結露対策等、手間がかかるわりに儲けが少ない等の理由で敬遠されたのではないかとということでした。先ほど説明があったとおり、3 度入札を実施しましたが、不落・不調となったため、対応策を協議した上で、分割して工事を発注させていただいたところです。浴室配管からの漏水をまず早急に対応したいと考え、浴室棟の改修工事と階段踊場の改修工事に工事を分割し、随意契約として担当課で執行し、無事契約に至ったと

サンライズ淡路污水管及び壁面改修工事（商工観光課）

いうところです。

（委員長） 業者から見てあまり利益等が感じられないので入札に至っていないということが窺われるのですが、そうすると予定価格を上げないといけませんが、そもいかないのですね。

（担当課 1） 同内容で発注したところで応札の可能性は低いのではないかと。一般的には仕様書・発注書を見直した上で、同一業者での入札ということも考えられますが、担当課といたしまして、この工事自体が令和 5 年 3 月に雨漏り等漏水があるということで、急遽、予算流用で調査いたしまして、令和 5 年 5 月の臨時議会で補正予算を要求した上で予算措置がなされたので漏水対策について、早急に実施したいという思いから、浴室の工事、浴室棟の改修の管工事と階段踊場等の工事で分割し、結果契約に至ったところです。

（委員長） 分割することで随意契約が可能になるということですね。

（担当課 1） そうですね。

（委員長） 随意契約の場合でも予定価格を作りますが、必ずしもそんなに高くなるということもないと思うのですが、どうなのですか。

（担当課 1） 浴室の改修工事につきましては、施設がある地域の管工事の 4 者を選定し、令和 5 年 9 月 6 日に見積依頼を行い、4 者の内 2 者から応札があり、予定価格の範囲内であったので契約ができました。一方、階段踊場の改修工事については、さらに 2 回目の見積依頼をして落札に至りました。

（委員長） 随契でもなかなかスムーズではなかったのですね。

（担当課 1） そうですね。依頼業者は C ランクの業者で、当然担当課からも地域性であるといったところで選定させていただいています。

（委員長） 受注された業者は C ランクの業者ですか。

（担当課 1） 階段踊場の改修工事は C ランクの業者です。浴室の改修工事は管工事の業者です。

（委員長） わかりました。業者にとってうまみがなくて手を挙げてくれないのは難しいですね。

（担当課 1） この施設につきましては、たまたま高圧受電設備の改修工事も別に計画をしており、無事落札されました。高圧受電設備改修のために施設を休館する必要があり、お風呂に関しても養生するのに 1 週間程度、全館休館で対応した結果、同一工期でそれぞれの業者で対応いただけました。

（委員長） 宿泊施設の場合、一定期間工事に集中するために宿泊業務をストップする

岡西橋橋梁修繕工事（建設課）

かどうかというような兼ね合いは実際にどういうふうと考えられるのですか。

（担当課 1） まず、工事発注時点では担当課としては考慮しておりません。業者が決まった時点で、落札業者や設計士を含め現場の支配人と協議したところですが、既に繁忙期で宿泊の予約も入っているので、工期を延ばして年明けの1週間程度で日程を作ってくださいとお願いをし、実施できたところですが。

（委員長） わかりました。私からは以上です。

（委員 1） 参考までに浴室部分と階段部分に分けた予定価格は、それぞれどのくらいに積算されましたか。

（担当課 1） 浴室棟改修工事については、予定価格が税込 1,257,300 円に對しまして、請負金額が 1,248,500 円。落札率は 99.3%です。階段踊場等改修工事ですが、予定価格が税込 1,299,100 円に對しまして、請負金額 1,287,000 円で、落札率は 99.06%です。

（委員 1） 分けた方が若干だけ高くなっていますが、基準として一緒なのでしょうね。

（担当課 1） 一部、数量といいますか、単価なども若干見直しはしています。

（委員 1） 随契ができたということは、分けたら入札は必要ないということですけど、一緒にやったというのは、場所が同じだからでしょうか。

（担当課 1） はい。

（委員 1） 指定管理者の方と、例えばこの工事が必要だからこの期間は休館できないかという調整は事前には難しいのでしょうか。

（担当課 1） 工事の発注時期については、250 万円を超える場合は公表する必要があるのですが、予定については相談した上で進めていくのですが、具体的な日程というのは、落札してからということになります。

（委員 1） 緊急工事だということですかね。わかりました。私からは以上です。

（委員長） 他になければこれで終了します。ありがとうございました。

3. 岡西橋橋梁修繕工事（建設課）

○事務局より入札及び契約状況の報告

工事概要

延長 L=16.1m W=2.3m

断面修復工外

入札状況概要

1回目 令和5年10月12日に入札通知を行い、同年10月23日に開札（電子入札）を行ったが、不調により入札取止め。

2回目 令和5年11月13日に入札通知を行い、同年11月22日に開札（電子入札）・落札決定。同年11月28日に契約締結。

- (委員長) 私からまず質問させていただきます。本件は1回目の入札が不調で2回目の入札も入札者が少なく結果的に落札率も高いということですが、どのような理由があると考えられますか。
- (担当課1) 1回目の入札におきましては、指名業者数は8者ですが、橋梁の補修工事の実績がある業者が1者しかなかったこともあり、人気がないのかなと思います。
- (担当課2) 工事内容的には、下請けに出さないといけない部分が結構あります。専門性のある鉄の部分の塗装を塗り替えたり、コンクリートを手で研いで左官で塗ったりといった理由で、自社では行えず、下請けとの付き合いがある業者でないと簡単には手が出しにくいのかなと思われれます。普段からそういう業者と関係性があるところが入札に手を上げやすいのかなと思います。
- (委員長) できる業者がそもそも少ないということですね。
- (担当課2) そうですね。下請けに出してしまえば出来ませんが、新たに下請け業者を探すところから始まってくるのかなと思います。下請け業者との契約の関係も出てくるであろうと思います。
- (担当課1) 左官という職人が必要な工事になってきます。左官が今はなかなかいないということも聞いております。
- (委員長) 工事の受注が不可能ということはないのでしょうか、そもそも受け手が少ないということですね。長寿命化の工事は次々起こると思のですが、同じような傾向があるのですか。
- (担当課2) そうですね。単純に小さい会社でも出来るような内容の工事もあるのですが、少しでも専門性が入ってきて下請けに出さないといけなくなると、先ほど言ったようになってくるのかなと思います。
- (委員長) 同様の工事の受注実績があつて、できるだろうということまで見ていかないと発注するのも大変ということになると思いますが、あまり指名する業者の基準を細かく決めつけてもいけないから、難しいところですね。
- (担当課2) 審査会では、ルールに従って業者を財務課の方で選んでいただいたのですが、橋梁の施工実績という部分が省かれていたり、ある程度機械的な選定

になると思います。

（委員長） 公平性や専門性など、難しいですね。同じような案件が今後も出てくるんじゃないかと思うのですが、入札業務が2回より1回の方が効率がいいわけで、発注の手続きの部分だけですけど改善策というのは何か考えていたりしますか。

（担当課1） 2回目の入札は実績のある業者を考慮してもらい、10者選んで入札していただきました。この中には橋梁補修工事の実績がある業者は7者でした。ここ数年で実績のある業者が増えてきつつあるので、経験や実績があればある程度、落札してくれるのかなと思います。

（担当課2） どの業者も初めて受注したときがあると思うので、指名し、機会を与えていくべきかなと思います。

（事務局1） 南あわじ市で公表している取扱要領にも載っているのですがけれども、格付け基準として、この金額であれば土木のA、B、Cといった、金額に対応した格付けが、あくまで基準としてあります。ただ、災害復旧工事であるとか特殊な工事、特殊な技術を使うような工事であれば、それに縛り付けてしまうと不落や不調に繋がることもあります。そういうものについては、格付け基準の特例ということで、それによらずに上位からも選定できるという取扱いがございます。詳しい工事内容を存じ上げていないので、その辺、担当部署と調整や情報共有しながら業者選定し、できるだけすぐにすんなり落札できるよう進めていければ良いと思います。

（委員長） 公共工事ですから、公平性を担保するという基本があると思います。

（委員1） 今の点で、1回目から例えば橋梁工事の経験のあるところ、B・Cランクを含めて打診するというのはあってもいいのかなと思います。ただ、経験あるところでも最初は絶対1回目やっているのだから、公平性という点も含めて指名の数を多くして、半分くらいを経験がある業者、半分くらいを経験のない業者というようなやり方は可能ですか。

（事務局1） 例えば、この工事がCランクに該当するとして、そのCランクの中に実績のある業者もいれば、地元の業者も含まれていて、その中でまかなえるのであればいいのですが、そうでなくて、この工事が特殊性が大きいというような場合であれば、審査会での判断になりますが、格付け基準によらずに実績重視で選定も可能です。ただ、実績ばかり求めてたら実績のない業者はいつまでも実績がなくできないので、それ以外の要因も考慮して指名

するということになるかと思えます。

（委員1） できるのかできないのかはわかりませんが、事前に担当課から、こんな特殊性がありますというのを引き継いでおいてというやり方もあるのかなと思いました。というのは、緊急性があつて特殊性があるということは、回数を重ねれば重ねるほど緊急性が失われていくので、ある程度最初から、公平性にちょっと譲る形の選定もあつてもいいのかなと感覚的に思いました。私の方からは以上です。

（委員2） 私の方から。結果的にはBとCを一緒に入れ込んで1回目からすれば一番効率が良かったのかなという印象を受けたのですが、1回目のCランクの業者を育成枠という考え方でやったという意味であれば政策的な意味合いから意義があつたのかなと思えます。結果的にはそうではなかったということなので、今後、1回目から特殊事情を勘案して審査会に諮るような体制をとれば、効率的・効果的な入札が行われるのではないかなと感じました。私からは以上です。

（委員長） 他になければこれで終了します。ありがとうございました。

4. 令和5年度 空調機・冷凍冷蔵機器定期点検業務（財務課）

○事務局より入札及び契約状況の報告

業務概要

フロン排出抑制法に基づく定期点検業務 1式

（委員長） 本件は、低落札率であるというところに目を引かれて選ばせていただきました。こういった業務、定期点検は何年に一度と決まっているのですか。

（担当課1） 3年に一度の点検と決まっています。

（委員長） そうすると、3年ごとにあるのですが、毎回落札率が低い傾向が続いているのでしょうか。

（担当課1） そうですね。過年度から落札率が低い結果が続いています。平成29年度から始まっている業務ですけれども、平成29年度は21%程度。令和2年度につきましては、75%程度となっております。

（委員長） 低く出るというのは何か理由とか考えられることはあるのでしょうか。

（担当課1） 3点ほど考えられると思うのですが、まず今年度の受託業者につきましては、入札参加資格名簿に登載後、初めての点検業務入札であったために実績がほしかったのではないかということ。次に2点目ですけれども、本業

務は平成29年度から3年ごとに実施している業務になりますが、平成29年度についても落札率が21.1%になっており、今回を含めて落札業者が島外業者となっており、島内業者と比べて会社規模が大きく、業務を全て自社で実施できるため人件費をはじめとする経費が抑えられたのではないかと、推測なのですが考えられます。続きまして3点目ですけれども、平成29年度にこの業務が開始されるに当たって、土木工事のように積算システムがなく、歩掛がないため事前に市内の業者から参考見積をもらい歩掛を作成しているのですけれども、実際、見積業者は見積を提出する際には参考見積であるため、実際の応札価格よりも多少高い価格で見積もることがあります。これらのことから落札率が低くなったと考えております。

（委員長） 参考見積を出しておられる業者も入札には参加しているのですか。

（担当課1） そうです。

（委員長） 落札には至っていないということですね。わかりました。ばらつきはあるにしても、毎回低いですからそれなりに安いものでも業者は多少の私益はあるということなのですかね。業務に問題が出たら大変ですけど、低落札率であるとしても、業務はきちんと実施できていて問題はないのですか。

（担当課1） 点検につきましては、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第14条第9条で、十分な知見を有する者が自ら又は立会いにより実施すると規定されておりまして、当市におきましても、法律を遵守して実施しておりますので、低価格での発注となっておりますが、業務水準は確保されていると認識しております。

（委員長） 問題がなければ発注者サイドから見ると低コストでできれば良いという気はします。毎回見積を取ってというやり方は変わらないのですか。

（担当課2） 平成29年度に定期点検業務が開始されるにあたり、土木工事のように積算システムも無く、歩掛が無いため、事前に市内の業者から参考見積をもらい歩掛を作成し積算いたしました。令和2年度・令和5年度というのは、人件費の上昇分を加味して設計価格を見直して発注しています。しかしながら、開札結果は公表されますので、最小の経費で業務の実施が求められる我々としては、今後の入札において、落札率が低いことにより入札額が高止まりすることが懸念されることから、これまでの応札価格等に加え、市場価格等も考慮しながら、設計の見直しも検討していけたらと考えているところです。

- (委員長) わかりました。
- (委員1) 参考見積なのですが、先ほどの話だと平成29年の時に1回取って、あとは人件費の調整ということで毎回取っているわけでないということですか。
- (担当課2) はい。
- (委員1) まだ始まって3回目なので、なかなかデータが揃わない状況かと思うのですが、物価とか人件費とかいろいろあると思いますので、複数者から参考見積を取って設計していくということもありかなとは思いました。私の方からは以上です。
- (委員2) 成果物の品質の確保という点から質問させていただきます。フロンもそうなのですが、目に見えないものですと点検業者が品質を確保している、きちんと検査点検されているかというのは、具体的に確認方法があるのでしょうか。
- (担当課1) 点検結果報告というのが出てくるのですけれども、それは、一般社団法人日本冷凍空調設備工業連合会が定めております業務用冷凍空調機器フルオロカーボン漏えい点検・修理ガイドラインというのがあるのですけれども、そこに点検に必要な項目が書かれておまして、それに基づいた結果報告の様式であるということを確認しております。
- (委員2) 点検箇所はかなり多そうですが、実際に不具合があった箇所というのは見つかりましたか。
- (担当課1) 前回については、あったように記憶しているのですけれども、今回については、不具合箇所はなかったと聞いております。
- (委員2) 極端な話ですが、検査していなくても検査しました、という結果報告書を作成することも可能なのですが、そういった懸念をどう防止していますか。
- (担当課1) 点検の計測をしている写真などは施設ごとに全て撮っていただいておりますので、それで確認はできております。
- (委員2) わかりました。今回の落札価格が他の業者よりもかなり低かったものですから、耐用年数を超えるであろう次回、次々回と同じ業者が落札し、100から200ある点検項目全てでエラーがなかった場合、ちゃんと検査してもらっているのか気になるところです。以上です。
- (委員長) 他になければこれで終了します。ありがとうございました。

5. 令和5年度 災害対策用トイレ購入（危機管理課）

○事務局より入札及び契約状況の報告

業務概要

簡易水洗式トイレ台座（マンホールトイレ用） 6台

トイレハウス（車椅子対応ワイドタイプ） 3台

（委員長） 本件は、能登の災害もあつたりして、災害対策物品の備蓄というのはこのようにやられてるんだなと思い、見させていただいておりましたら、意外と落札率が高いことが目立ちました。調達が難しいとか、どんな事情があると考えられますか。

（担当課1） 今回購入した製品は、マンホールトイレ用のトイレ台座になります。簡易水洗式のトイレ台座で、通常の災害時に使うような椅子のタイプに袋をかけて凝固剤を使ってというのではなく、下にマンホールトイレがあり、その上に置いて小さなタンクから水を出しながらするという簡易水洗式のものであります。なぜこれを選んだかと言えば、マンホールトイレの問題点として下から上がってくる臭気が課題であり、このマンホールトイレであれば水でトラップがきくことによって臭気も上がってこないという製品です。この製品については、例示で示しているところしか見つけることができなかったもので、そういった製品の特性があるのかなと考えています。

（委員長） 一般的に広く自治体で採用されているという状況もあるのですか。

（担当課1） あるとは思いますが、こういった機能を持つ製品というのが、このメーカー以外では存じ上げないです。

（委員長） ある意味、やや特殊な対象物件だということは言えるのですか。

（担当課1） はい。言えると思います。

（委員長） 定期的にこの備蓄を増やしていくのでしょうか。

（担当課1） そうですね。来年度も同じように予算を置いていまして、トイレ台座を購入しようと考えています。

（委員長） この製品が広く普及していけば、価格は下がっていくと思いますが、状況的には調達コストは高めが続く可能性があるかもしれませんね。

（担当課1） メーカーとお話しをさせていただきまして、調達に当たっては市内の業者を指名するというをお伝えしました。市内の業者から依頼が来ても取引をお願いしますということをお伝えしたところ、メーカーからは、代理店を通じて行いますという回答がありました。代理店は、市内にはなく、

淡路島にはあるのですが、今回指名した9者の中には入っていません。

（委員長） 代理店から調達するルートになったのでしょうか。

（担当課1） そうなったのですが、そこのところはわかりません。

（委員長） 次がどうなるかというのは、期間がありますから、その時にということですね。

（担当課1） はい。

（委員長） この入札には9者が指名されていますが、実際は、札を入れられたのは1者だけとなっています。どういう理由で他の方は参加していないのでしょうか。

（担当課1） 辞退が4者ございまして、見積もり商品の入手が困難、契約期間内に調達が困難、仕様を満たす物品の調達が困難、自社の取り扱い分野ではないという理由でした。

（委員長） 商品の特殊性から扱える業者が限られたということですか。

（担当課1） そのように思っております。

（委員長） 予定価格はどのように作成していますか。

（担当課1） 製造メーカーから見積をいただきまして、設計しております。

（委員長） わかりました。予定価格以内ですから問題はないのですけれども、将来的に調達が継続的にできるという見通しは問題ないですか。

（担当課1） メーカーに聞いてみないとわかりませんが、マンホールトイレ用のトイレ台座ですので、用途はマンホールトイレに限られるというところがあります。

（委員長） マンホールトイレというのはどういうものですか。

（担当課1） 災害時に上水道などが使えなくなったときに、何種類かタイプがございまして、マンホールの下水管に直結するタイプであるとか、下にタンクが埋まっており、その上をマンホールで塞いでいるので、災害が起こったらマンホールを取って使用するというものもあります。我々が今回入れたのは、タンク式です。地中に600リットルのタンクをあらかじめ入れておくものです。

（委員長） そういうタンクトイレというのは何箇所か設置をしているのですか。

（担当課1） 今年度、避難所3箇所に計12基工事してまして、その分の台座を今回調達したということです。

（担当課2） 能登半島の地震では下水管がどうかという部分もありますけど、今回のト

イレはタンクを埋めているので、その上に置くということで下水に接続していないので今後活躍というか、利用は下水管よりいいかなと。普及するかなと思います。

（委員長） 費用的には簡易なものに比べると当然高くなるということですよ。

（担当課1） そうです。

（委員長） わかりました。私からは以上で結構です。

（委員1） 例示品として挙げられているのは、受注で届いたものも同じでしたか。

（担当課1） 同じでした。同等品可としていたのですが、同等品承認願いもありませんでした。

（委員1） なるほど。それほど特殊ということで、今のところは扱える業者に限られているのだろうということですかね。私の方からは以上です。

（委員2） このトイレは最大どれくらいまで備蓄されていく計画をしていますか。

（担当課1） 今回マンホールトイレを設置したのが12基です。今回購入できているのが6基分ですので、来年度、6基分購入すれば市内のマンホールトイレ用は数は足りるというふうに考えています。

（委員2） わかりました。私からは以上です。

（委員長） 12基とありましたが、避難所は何箇所ですか。

（担当課1） 避難所は全部で49箇所ございます。基本的には簡易のトイレの処理袋といいますが、水を使わない、凝固剤を使用するタイプというのを備蓄しております。そういったものは、障害者や高齢者の方はなかなか使いにくいということもあるので、いろんなタイプのトイレを備蓄しているところです。

（委員長） 12基で様子を見てとなるのでしょうか、将来増やす可能性もあるということですか。

（担当課1） そうですね。とりあえず、被害の大きな3地区の学校に整備したのですが、今後必要に応じて検討が必要かなと思います。

（委員2） 着想されたのは能登地震がってからですか。

（担当課1） そうではないです。南海トラフを見据えた対策の一つとしてです。

（委員2） 他にそういった災害用の対策として計画されているものはありますか。

（担当課1） 令和2年に、自走式のトラックタイプのトイレカーを導入しております。洋式の水洗として1,000リットルの汚水タンクと700リットルの清水タンクとなっていますので、現場に行けばすぐに水洗式のトイレが使えます。

南あわじ市コミュニティバス（中央循環線、南北幹線及び東・西・南循環線）運行委託業務
（市民協働課）

このトイレカーは、今回の能登地震への支援として、能登半島へ1月7日にこちらを出発して、現在も向こうで運用中です。

（委員長） わかりました。他になければこれで終了します。ありがとうございました。

6. 南あわじ市コミュニティバス（中央循環線、南北幹線及び東・西・南循環線）運行委託業務（市民協働課）

○事務局より入札及び契約状況の報告

業務概要

淡路島地域公共交通網形成計画の基本方針に掲げる「誰も（市民、来訪者）が分かりやすく、使いやすい公共交通」及び第2次南あわじ市総合計画（後期基本計画）における目指す姿「地域特性や移動ニーズに合った地域公共交通を利用して、市民や南あわじ市を訪れる方が安全に安心して快適に市内を移動している。」を実現するため、コミュニティバスを運行することとし、当該業務を一般乗合旅客自動車運送事業者に委託する。

業者選考の考え方

南あわじ市内に営業所等を有する事業者で、道路運送法第3条第1号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業、もしくは一般乗合旅客自動車運送事業の許可等に関する審査基準を満たし、運行開始日までに一般乗合旅客自動車運送事業の許可を取得できる事業者を公募型プロポーザル方式において選考する。

（委員長） 私から質問させていただきます。本件は基幹的な事業でございまして、5年にわたり、金額が大きいということですが、このプロポーザルに応募された事業者は何者だったのでしょうか。

（担当課1） このプロポーザルに対しては、現行の運行事業者である1者のみの応募でした。

（委員長） 今回の前にも発注をされていると思いますが、これまでの受注実績は1者が続いているような実態になっていませんか。

（担当課1） 過去の状況を調べたのですが、現行事業者は平成17年の合併前に、旧の西淡町のときからコミュニティバスを受託していた事業者です。その後、合併して市になってから、プロポーザル方式によって、当時は4路線のプロポーザルを行っています。その際も現行事業者1者のみが参加して、その4路線の受託をしていただいたというところです。その後、5年が過ぎた平成30年ですけれども、どの運行に対してもプロポーザル方式で実施しま

南あわじ市コミュニティバス（中央循環線、南北幹線及び東・西・南循環線）運行委託業務
（市民協働課）

して、それも現行事業者のみの参加ということで、ずっと1者のみの参加となっております。

（委員長） 受注可能な事業者は、なかなかないのでしょうか。

（担当課1） ないことはないのですが、バス事業者として、大前提として、旅客運送事業を実施する際に、バスの車庫は営業所に原則隣接して併設しなければいけないという決まりが平成3年の運輸省の告示で出ておまして、併設できない場合に対しても、車庫は営業所から直線距離で2キロメートル以内に設置しなければいけないというところで、必然的にこのあたりの事業者でしかできないというようなことが法律であります。その中で、できると思われる事業者は市内に4者あります。その4者の中で、コミュニティバスに対して取り組んでいただける事業者がなかなかいらっしゃらないという現状がございます。

（委員長） 車社会ですから、利用される方が少ない中で、確かに効率とか事業として考えるとなかなか大変だからこそ市でやっておられるのでしょうか。それなりの公共的な業務に協力して参加するという意気込みもないとなかなか受けられないのですかね。

（担当課2） 少し補足させていただきますと、市内のコミュニティバスを運行するにあたって、バス事業者が運行するというのが基本なのですが、タクシー事業者にも受注機会をなんとか設けられればという思いの元、その路線の中で1つの路線を分割して発注させていただいております。こちらに関しては、小さい車両でタクシー事業者が参加できます。一方で、路線がかなり隈なく走っているので、相当なバスの車両の台数と、運転手の人数を確保しないといけないという中で、現行の1者だけという形になっています。もう一つの分けた方の事業に関しても、1者の方が応募されてとなっています。過去の話でいうと、手を挙げたのもう1者ございましたが、今回はどちらも1者だけという形です。

（委員長） 採点表も非常にいろいろな点に行き届いており良いと思いますが、競争があれば効率という点ではいいのでしょうか、なかなか事業として市民や市へ来られる方のために大事な事業ではありますけど、受けてくれるところがあるのが、ひょっとしたらありがたいくらいかもしれませんね。

（担当課2） 今回プロポーザルをするにあたって、採点をどうするかをいくつか考えた点もあったのです。特に障害者差別解消法との関係で、事業者の努めなけ

南あわじ市コミュニティバス（中央循環線、南北幹線及び東・西・南循環線）運行委託業務
（市民協働課）

ればならない部分が4月から強くなったということもあり、高齢者や障害者への配慮という部分を設けさせていただいて、この部分は点数も多めに配点させていて、こういう部分に十分配慮できるかというところも見させていただいたところです。

（委員長） 事業費の策定というのはどのようにして作られているのですか。

（担当課1） それぞれのかかる費用ですね、この路線を運行するにあたって、運転手が何人必要で、その運転手の単価、月給どれくらいで見えていますというような形を厚労省が出しているバス運転手の平均賃金などを根拠にしながら単価を決めていき、路線の年間の走行距離から燃料費を出したり、あと、マイクロバス1台に対して車両価格がどれくらいで、といったようなそれぞれのかかる費用を計算しまして、その後、一般管理費などを計算して総額を算出しています。

（委員長） 運行をしていくことが大事だと思っておりますけれど、中身を見せていただくと、例えば、燃料費高騰とか、そういう事態には別途協議しているのですか。

（担当課1） 現契約中に、燃料費の高騰によって別途協議して変更契約をしたという事例はございません。といいますのも、燃料費高騰したときだけ見るのかということがあり、下がったときは変更して減額するのかということもあります。相当な期間に相当な値上がりがあり、これでは運行や経営に本当に支障が出るようなことがあれば、別途協議かなとは思いますが。

（委員長） 現状のような燃料費高騰は織り込み済みということですか。

（担当課1） そうです。

（担当課2） 一方で、前契約というのは5年半前の平成30年の秋に契約したのですが、そこから5年半経つ中での燃料費の高騰部分は今回の設計の中には見込んでいます。

（委員長） 私からは以上で結構でございます。

（委員1） 多分、どんなやり方をしても結論はあまり変わらないとは思いますが、プロポーザル実施スケジュールは、公募開始から参加表明までが10日。参加表明から企画提案書までが16日となっており、例えば新規参入しようとする企業側からすると、物理的に不可能な日数になっていると思うのですね。参加しようと思ったら、従前からやっているところしか参加できないような公募期間のスケジュールになっていると思います。5年後は期間に

南あわじ市コミュニティバス（中央循環線、南北幹線及び東・西・南循環線）運行委託業務
（市民協働課）

については検討した方が、公平性、透明性が保たれるのではないかと思います。

（担当課 2） はい。ありがとうございます。いただいた意見を参考にしながら検討させていただきたいと思います。

（委員 1） 私の方からは以上です。

（委員 2） 私の方から、予定価格と契約金額の差が殆どないことから、入念な値段の打合せ交渉がなされたのかなと推察します。応募業者が 1 者ということですから、この業務を発注しているというよりは負担して頂いているという関係性にあるのかなとも考えられます。これほど予定価格と契約金額が近似するに至った経緯を教えてください。

（担当課 2） プロポーザルという形をとらせていただくにあたって、実施要領に業務規模というのをあらかじめ示させていただいております。この範囲内で事業者が考えた結果なんだろうなというふうに思います。

（委員 2） 応募されてきたのが 2 者あったというのは、前回ですか。

（担当課 1） 今回の中央循環線、南北幹線、東、西、南の 5 路線については、ずっと 1 者です。もう一つの、タクシー事業者の分について、前回 2 者あったということですが。

（委員 2） プロポーザルの審査委員会というのは、1 者ということが事前にわかっても開かれて、評価委員の方が採点をなさったということですか。

（担当課 2） 採点結果によっては、当然採択しないということもあります。点数が一定基準を満たしていない場合は最優秀事業者としては特定しませんということになります。

（委員 2） その場合は、延期ややり直しになるのですか。

（担当課 2） いちからやり直しとなるのかなと思います。

（委員 2） 今後この路線を分割して小売りにして、少し競争原理を働かそうという意向はありますか。今の状態のまま 1 路線だけ分割して募集にかけるのであれば、今後も同じような入札傾向になっていくと思うのですが、今後どのように展開されていくお考えですか。

（担当課 2） 路線をもっと細分化してそれぞれ競争の原理を働かせるというのは可能性としてはあると思いますが、一方で、このバスは 1 日に 101 便走っており、バス停の数が 227 箇所、標識が 280 箇所くらいあり、民間のバス事業者が走っている中で、そこの結節などを考えて時刻表を組んでいます。事

南あわじ市コミュニティバス（中央循環線、南北幹線及び東・西・南循環線）運行委託業務
（市民協働課）

業者がそれぞれバラバラになってしまうと、うまく組み合わせられるのかという懸念があったりしますので、今の時点では、現状が最適なのかなというふうに考えております。

（委員 2） 競合する可能性について、現行事業者を除く 3 者が、応札してくる可能性はありますか。

（担当課 2） もちろん、可能性が全くないとは思っていませんが、路線の数であったり、確保しないといけない車両の数や運転手の数を考えたときに、新規参入するのは正直難しいのかなとは思っています。そこをいかに参加しやすくするのかというのを考えないといけないと思っていますが、路線の分割がいいのか、もっと違う方法を考えるのかというのは、この 5 年間で考えていかないと、とは思っています。

（委員 1） 車両自体の所有者は市なのですか。

（担当課 1） 事業者です。運行を委託するということです。

（委員 1） そうすると、例えば、何線は A 社、何線は B 社となるとバス自体が変わってしまうということですか。

（担当課 2） それぞれの事業者が保有するバスになります。ただ、市が思い描いているデザインにしていだきたいという感じです。

（委員 1） 利用者からすれば、普段のバスと違うバスが来たら戸惑うこともあると思うので、分割というのが実現するのであれば、そのあたりも整えておいた方がいいのかなと思います。

（委員長） 他になければこれで終了します。ありがとうございました。

3 その他

特になし。

配布資料

- ① 入札契約方式別発注件数 総括表(R5.6.1～R5.12.31)
- ② 入札執行状況(R5.6.1～R5.12.31)
- ③ 随意契約一覧表(R5.6.1～R5.12.31)
- ④ 令和 5 年度 第 2 回入札監視委員会抽出案件資料